

議第 80 号

下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例
について

下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市自殺対策行動計画で、下呂市健康づくり推進協議会が推進体制に定められたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例

下呂市健康づくり推進協議会設置条例（平成25年下呂市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号第13条2項の規定に基づく自殺対策行動計画の策定及び評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策行動計画の推進に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 健康増進計画及び食育推進計画の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

下呂市自殺対策行動計画で、下呂市健康づくり推進協議会が推進体制に定められたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 内容

自殺対策基本法第 13 条 2 項の規定に基づく自殺対策行動計画の策定及び評価に関することを追加します。

(第 2 条関係)

(2) この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行します。

(附則関係)